

通達甲（副監．総．企．管）第2号  
昭和47年4月1日  
存続期間

部長、参事官  
各所屬長 殿

副 総 監

### 警視庁本部処務規程および警視庁警察署処務規程の全部改正について

警視庁本部（以下「本部」という。）および警察署の処務については、従来、警視庁本部処務規程（昭和38年8月1日訓令甲第20号。以下「旧本部処務規程」という。）および警視庁警察署処務規程（昭和30年9月7日訓令甲第9号。以下「旧警察署処務規程」という。）により、それぞれ運用されてきたのであるが、このたび、警視庁本部処務規程（昭和47年3月1日訓令甲第5号。以下「本部処務規程」という。）および警視庁警察署処務規程（昭和47年4月1日訓令甲第6号。以下「警察署処務規程」という。）をもつて全部改正され、昭和47年4月1日から施行されることとなつたから、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 警視庁本部処務規程の全部改正について（昭和38年8月1日通達甲（総．企．企1）第14号）
- 2 警視庁本部処務規程等の一部改正について（昭和41年9月14日通達甲（総．企．事）第26号）
- 3 警視庁警察署処務規程の一部改正および運用について（昭和41年9月14日通達甲（総．企．事）第27号）
- 4 警視庁警察署処務規程の一部改正について（昭和42年3月31日通達甲（総．企．事）第6号）
- 5 警視庁本部処務規程の一部改正について（昭和42年3月31日通達甲（総．企．事）第7号）
- 6 警視庁本部処務規程および警視庁警察署処務規程の一部改正について（昭和42年1月30日通達甲（総．企．事）第29号）
- 7 警視庁公文規程および警視庁本部処務規程の一部改正について（昭和45年1月12日通達甲（副監．総．企．組）第2号）

### 記

#### 第1 改正の趣旨

このたび、第一線警察の体制強化等を主眼として、新たに警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）等が施行されたことに伴い、これに対応した本部および警察署の事務処理体制、処理要領等を定めるため旧本部処務規程および旧警察署処務規程が全部改正されたものである。

#### 第2 改正の要点

##### 1 本部処務規程関係

- (1) 本部に勤務する全職員の職責について規定され、任務権限と責任の明確化が図ら

れた。

- (2) 本部各所属の備付簿冊、勤務命免等いわゆる庶務的事項一般についての規定が整備され、事務処理の適正化が図られた。

## 2 警察署処務規程関係

- (1) 旧警察署処務規程に定められていた係の分掌事務等警察署の組織に関する規定事項は、新たに制定された警視庁警察署組織規程（昭和47年4月1日訓令甲第4号）に移された。
- (2) 警察署に勤務する職員の職責については、従来、警視庁組織規則（昭和38年4月1日東京都公安委員会規則第4号）および旧警察署処務規程に重複して規定されていたが、警察署処務規程にこれを整理統合して規定された。
- (3) 署長代理の規定が新たに設けられ、長期にわたり警察署長（以下「署長」という。）が不在または事故あるときは、副署長または次長が署長代理としてその職務を行うこととされた。
- (4) 署長、次長および課長等が専決する事項、範囲が改められたほか、新たに設けられた副署長の専決事項が定められた。また、署長は、必要ある場合は、別表に定める基準の範囲内で、調査官および係長の専決事項を指定することができることとされた。
- (5) 事務処理について、本部および警察署に共通する事項は、本部処務規程において定め、警察署はこれを準用することとされた。

## 第3 運用上の留意事項

### 1 本部処務規程関係

- (1) 事案の決定（第10条関係）

「決裁」は、警視庁公文書管理規程（平成13年3月21日訓令甲第6号）における決裁をいう。

- (2) 専決事項（第12条関係）

ア 「専決」とは、警視總監の補助機関である副總監、部長、課長等並びに課長代理等及び所長等が、警視總監の権限に属する事務のうち、あらかじめ指定された事項について、警視總監に代わって決裁することをいう。

なお、専決事項中の「重要なもの」とは下位の者の専決事項のうち上位の者の意思決定又は把握が必要と思料されるもの等を、「軽易なもの」とは定例的なもの等をいい、各所属において実情に即して基準を定めるものとする。

イ 前アの基準は、決裁の頻度等を踏まえ、随時必要な検討を行い、処務の合理化及び省力化を図らなければならない。

ウ 事故欠勤とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留若しくは感染を防止するための協力、交通機関の事故等の不可抗力その他警務部長が認めた原因により勤務できないことをいう。

- (3) 代決等（第17条関係）

「代決」とは、決裁権者（専決者を含む。以下同じ。）が不在（休暇、出張等のため現実に在庁しない状態をいい、病気等の事由により職務を行うことができない場合を含む。）の場合これに代わってあらかじめ指定された者が決裁することをいう。この場合、決裁権者があらかじめ代決してはならないものとして指定した事項は除かれる。

なお、決裁権者は、不在となる場合に、口頭での了解をもつて決裁とするときは、あらかじめ部下職員にその旨を命ずるものとする。

- (4) 勤務命免（第19条関係）

ア 緊急やむを得ない理由がある場合は、口頭により担当事務等を命ずることができる。ただし、事後速やかに勤務命免簿を作成するものとする。

イ 併任、派遣及び転用は、勤務命免簿によることなく、次によるものとする。

(ア) 「併任」とは、身分上、同時に他の課等の職員として勤務することをいい、発令による。

(イ) 「派遣」とは、臨時に他の所属の業務に従事することをいい、派遣先の所属長等からの要請により、課長等が派遣される職員に対してこれを命ずる。

(ウ) 「転用」とは、臨時に他の係等の業務に従事することをいい、課長等が転用される職員に対してこれを命ずる。

(5) 功過録（第26条関係）

ア 自所属で行った褒賞の記録は要しない。

イ 事件捜査等の功勞により、警視總監から部署表彰を受けた場合において、当該事件の捜査等に直接従事した者で所属長が指定したものについては、これを記録するものとする。

(6) 副總監及び部課長等の事務引継ぎ（第32条関係）

事務引継ぎは、第32条第2項各号に掲げる事項のうち、必要事項について文書をもって行なうものとするが、既存の資料をもってあてることのできるものについては、そのつど新たに作成することを要しない。

なお、参事官、理事官等については、特に定められていないがこれに準じて行なうものとする。

2 警察署処務規程関係

(1) 事務の統制（第2条関係）

副署長または次長の行なう事務の統制は、おおむね次の場合に行なうことを原則とする。

ア 課において事務を処理する場合、これに関連して他課の職員を指揮監督するとき。

イ 課において、他課に関連する事務を処理するとき。

ウ 行事その他対外的関係を有する事務を処理するとき。

エ その他重要または特異な事項を処理するとき。

(2) その他の職員（第6条関係）

巡査部長は、係に配置され、主任という名称で運用されるが、主任は上司の命を受け、係の事務を分担処理し、部下の職員を指揮監督する。

(3) 署長代理（第7条関係）

ア 「事故があるとき」とは、長期又は遠隔の旅行、病気等の事由により職務を行うことができない場合を、「欠けたとき」とは、死亡等の事由により職務を行うことができなくなつた場合で、後任者が任命されていないときをいう。

イ 署長代理としての職務を行なう時期は、署長代理の通知を受けたときからとする。

(4) 専決及び代決（第8条—第16条関係）

ア 「専決」、「代決」及び「不在」は、本部処務規程における「専決」、「代決」及び「不在」と同意義である。

イ 「重要又は特異な事項」とは、事案の内容が専決処理に適さず、上司の指揮を受けることが署の運営上合理的と認められる事項をいう。

ウ 「事故欠勤」とは、本部処務規程における「事故欠勤」と同意義である。

(5) 受訓（第19条関係）

ア 「職務遂行上これにより難しい場合」とは、緊急突発的な警察事象への対応、出勤時刻を変更した勤務（以下「時差出勤勤務」という。）の実施等により、訓授

又は教養（以下「訓授等」という。）を受けることができない場合をいう。

イ 「他の方法」とは、次の方法をいう。

(ア) 時差出勤勤務を行うことにより、4日目ごとに訓授等を受けることができない本署当番員は、原則として本署当番該当日に訓授を受け、受けることができなかった訓授等の事項は、課長又は課長代理から別記様式第3の「訓授（教養）示達簿」により示達を受けること。

(イ) 前(ア)以外の署員についても、受けることができなかった訓授等の事項は、前(ア)と同様の方法により示達を受けること。

(6) 本部処務規程の準用（第32条関係）

事務処理について準用する事項は、次のとおりとする。

ア 勤務命免簿（第19条）

イ 課員進退簿（第23条）

ウ 課員住所名簿（第25条）

エ 功過録（第26条）

オ 電話受発簿（第27条）

カ 呼出承認簿及び呼出状（第28条）

キ 呼出しの依頼（第29条）

ク 身分関係書類等の送付（第31条）

(7) 事務の引継ぎ（第39条関係）

署長又はその代理者の事務引継ぎは、文書で行うものとするが、既存の資料をもつて充てることができるものについては、引継ぎのために新たに文書を作成することを要しない。

(8) 名称等の表示（第40条関係）

掲示板には、本部から送付された掲出期間の表示のあるポスター、手配書等のほか、警察署庁舎の管理責任者の許可を受けたものを掲示すること。

(9) 管轄協定（第41条関係）

ア 境界線の設定

管轄協定における境界線は、別添の第1「境界線の設定基準」により設定すること。ただし、これにより難いときは、付近の地形地物等を勘案し、事案処理に最も適した境界線を設定すること。

イ 管轄協定書の作成及び上申

管轄協定を行うに当たっては、目的、区域、境界線等を明記した関係署長連名の管轄協定書（案）に図面及び写真を添付して、総務部長（企画課企画管理係経由。以下同じ。）に上申すること。

（別添の第2「管轄協定書記載例」参照）

ウ 報告

(ア) 管轄協定に係る上申の承認が得られた場合は、管轄協定書に承認年月日を朱書し、当該管轄協定書の写しを添えて、総務部長及び方面本部長に報告すること。

(イ) 管轄区域の変更等により、管轄協定を廃止するときは、総務部長及び方面本部長に報告すること。

エ 管轄協定書の保管

管轄協定書は、警務係において保管すること。

オ 留意事項

(ア) 管轄協定を行う場合は、警察事務の能率的かつ合理的な処理及び住民等の利便について考慮すること。

(イ) 管轄協定は、条例上の管轄区域を変更するものではないから、本来の管轄区

域内においてのみ効力を有する警察下命、警察許可等の行政処分、例えば、道路使用許可等は、協定の対象とならないので、事務処理上留意すること。

(10) 水死体取扱いの特例（第42条関係）

ア 水死体とは、死因に関係なく、水面又は水中にある死体をいう。

イ 東京湾岸警察署は、沿岸を管轄する警察署が水死体の捜査、引揚げ等を行う場合は、特別の事情がない限り、これに協力するものとする。

ウ 水死体の取扱いについて疑義が生じた場合は、鑑識課（検視対策係）に問い合わせること。

第4 改正意見の上申

所属長は、新規程施行後、法令の改廃、社会情勢の変化等により、該当所属に係る規定部分について不合理または実情に適しない点が生じた場合は、改正についての意見を総務部長に上申するものとする。

別添（第3の2の(10)関係）

第1 境界線の設定基準

1 一般的基準

- (1) 境界線は、固定的かつ恒久的な施設等を目標物として設定すること。
- (2) 境界線は、できる限りおうとつを避けること。

2 具体的基準

(1) 道路

ア 道路（歩道及び側溝を含む。）については、いずれかの側端を境界線とすること。（別図第1参照）

イ 交差点（歩道、横断歩道、横断歩道橋等交差点の付属施設を含む。）については、いずれかの1署が管轄するよう境界線を設定すること。（別図第2参照）

ウ 陸橋、高速道路等については、地表面の境界線（管轄協定を行っている場合は、その境界線）を直上に見通した線の直近の目標物により境界線を設定すること。（別図第3参照）

(2) 河川等

ア 河川、用水路、堀等については、堤防、護岸壁等の内側の先端を境界線とすること。（別図第4参照）

イ 橋については、河川、用水路、堀等の境界線（管轄協定を行っている場合は、その境界線）を直上に見通した線の直近の目標物により境界線を設定すること。（別図第5参照）

(3) 鉄道施設

駅、線路等の鉄道施設については、いずれかの1署で管轄するよう境界線を設定すること。ただし、駅等の施設に出入口が2以上あり、かつ、1署で管轄することが適当でない場合は、事案処理に最も適した境界線を設定すること。

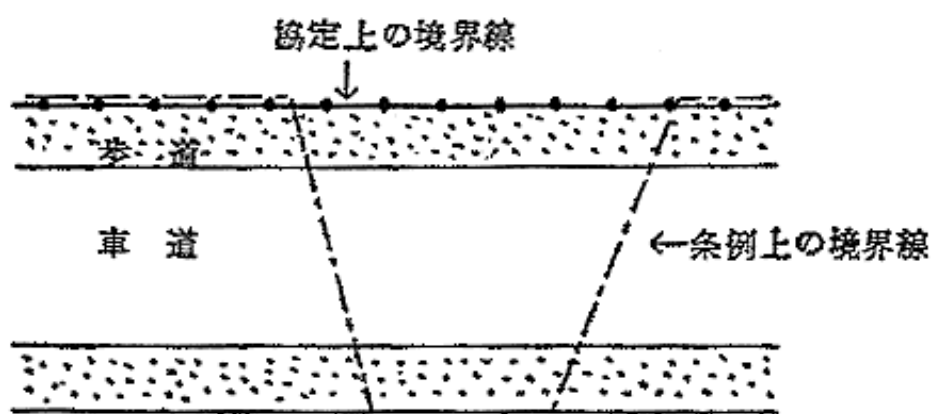
(4) 地下施設

地下街、地下道、地下鉄道施設等の地下施設については、地表面の境界線（管轄協定を行っている場合は、その境界線）の直下に近接する目標物により境界線を設定すること。

(5) 学校、工場等の施設

学校、工場、公園等の施設（敷地及び建物）については、当該施設の主要部分（主たる出入口、事務所等）又は当該施設の大部分を管轄する警察署が管轄するよう境界線を設定すること。ただし、当該施設に出入口が2以上あり、かつ、1署で管轄することが適当でない場合は、事案処理に最も適した境界線を設定すること。

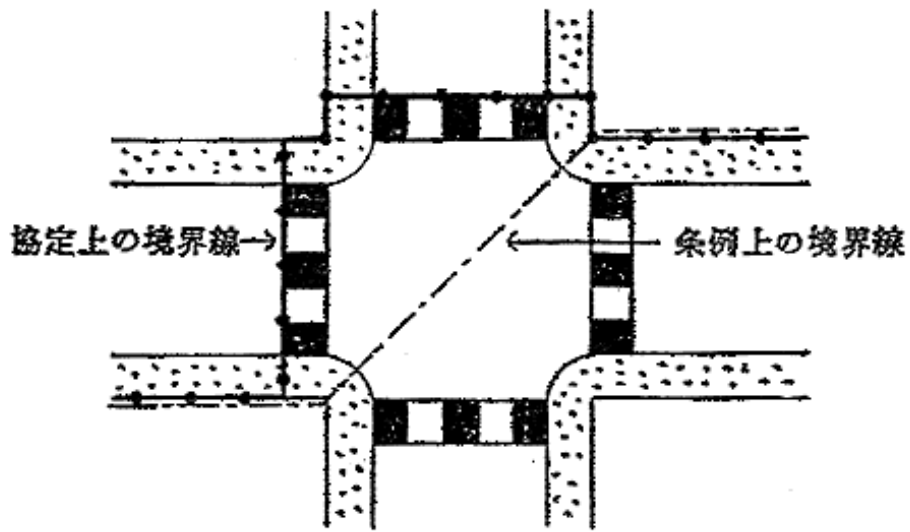
別図第1



【別図内文字】

協定上の境界線 歩道 車道 条例上の境界線

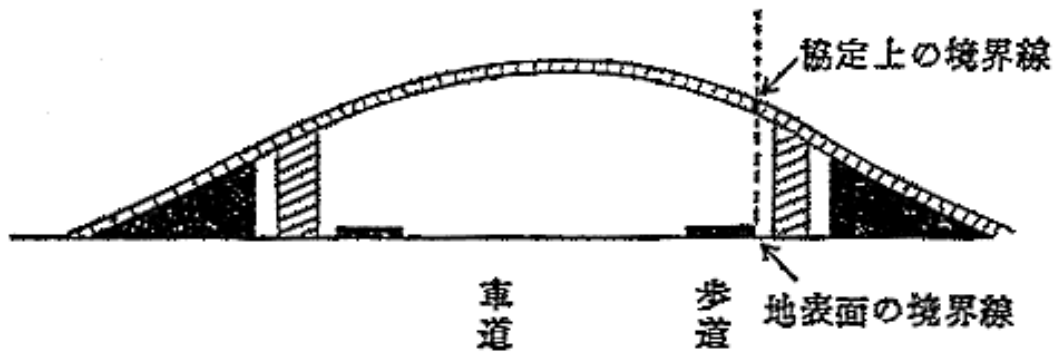
別図第2



【別図内文字】

協定上の境界線 条例上の境界線

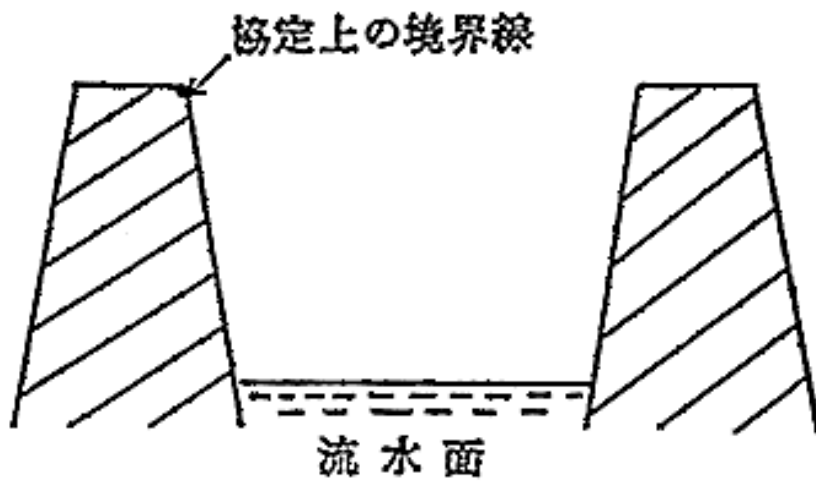
別図第3



【別図内文字】

協定上の境界線 歩道 車道 地表面の境界線

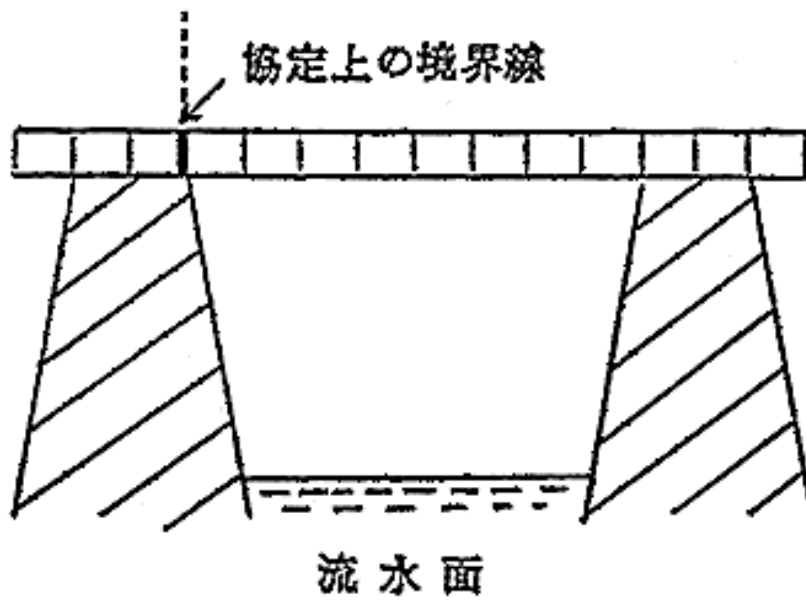
別図第4



【別図内文字】

協定上の境界線 流水面

別図第5



【別図内文字】

協定上の境界線 流水面



## 第2 管轄協定書記載例

### 管轄協定書

警視庁警察署処務規程第41条第2項の規定に基づき、〇〇警察署と〇〇警察署との境界について、次のとおり協定する。

〇〇年〇月〇日

〇〇警察署長  
階級 氏名

職印

〇〇警察署長  
階級 氏名

職印

(目的)

第1条 この協定は、〇〇警察署と〇〇警察署との境界の一部が〇〇〇〇のため、執務上支障があるので新たな境界を設定し、事案処理の適正を図ることを目的とする。

(区域)

第2条 この協定の対象となる区域は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号先〇〇付近 (以下「ア区域」という。)
- (2) 〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号先〇〇付近 (以下「イ区域」という。)

(別添〇〇図参照)

(境界線)

第 3 条 この協定によって設定する境界線は、次のとおりとする。

(1) (1)ア区域 (目標物) (目標物)

〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇と〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇を結ぶ線とし、〇〇側を〇〇警察署、〇〇側を〇〇警察署の管轄とする。

(別図第〇及び写真第〇参照)

(2) (2)イ区域

〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇と〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇を結ぶ線とし、〇〇側を〇〇警察署、〇〇側を〇〇警察署の管轄とする。

(別図第〇及び写真第〇参照)

附 則

- 1 この協定は、〇〇年〇月〇日から実施する。
- 2 この協定書は、2 通作成し、1 通は〇〇警察署、1 通は〇〇警察署が保管する。
- 3 この協定は、本来の管轄区域内においてのみ効力を有する警察下命、警察許可等の行政処分については適用しない。

総務部長承認 〇〇年〇月〇日